

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（※1）（法第36条第1項）
建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書申請手数料（※1）

★ 建築基準法関係規定の審査を受ける場合（法第36条第2項による申出）は、建築物などの確認申請手数料が加算されます。

（一）誘導基準（※2）に適合していることを示す書類（※3）を提出する場合			（二）（一）以外の場合		
1. 一戸建て住宅			1. 一戸建て住宅		
		3,700円	誘導仕様基準による場合		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		14,000円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		15,000円
2. 1 以外の場合			誘導仕様基準以外による場合		
(1) 住宅部分			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		24,200円
		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			27,000円
		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			
		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			
		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの			
(2) 非住宅部分			2. 1 以外の場合		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(1) 住宅部分		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	誘導仕様基準による場合		
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		46,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		83,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		125,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	誘導仕様基準以外による場合		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		48,500円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		81,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		138,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		197,000円
			(2) 非住宅部分		
			モデル建物法（※4）による場合		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		61,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		77,600円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		102,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		165,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		216,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		260,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		305,000円
			標準入力法等（※5）による場合		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		159,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		199,200円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		257,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		366,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		453,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		535,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		610,000円

- ※1 手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、認定申請に係る床面積から住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置する場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に規定する手数料の額とする。
他の建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定を受けた場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の「非住宅部分の用途が工場等のみのもの」により算出した額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。
- ※2 法第35条第1項各号に掲げる基準
- ※3 法第11条第1項に規定する非住宅部分を有する建築物については、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した書類
法第11条第1項に規定する住宅部分を有する建築物については、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した書類
ただし、非住宅部分及び住宅部分を有する建築物については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び登録住宅性能評価機関として登録を受けた者の作成した書類に限る。
- ※4 一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法
- ※5 実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法
省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料にあっては建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料における非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分以外の非住宅部分の標準入力法等に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。